

歯科技工所に関する手続き（※提出は、事実発生後10日以内）

	対象	根拠規定	必要書類	構造設備基準
1	開設届	歯科技工士法第21条第1項 規則第13条及び第13条の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技工所の平面図</li> <li>• 免許証の写し（原本証明）</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。</li> <li>2. 歯科技工を円滑にかつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。</li> <li>3. 手洗設備を有すること。</li> <li>4. 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</li> <li>5. 安全上及び防火上支障がよ機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有すること。</li> <li>6. 照明及び換気が適切であること。</li> <li>7. 床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</li> <li>8. 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。</li> <li>9. 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備をゆうすること。</li> <li>10. 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。</li> <li>11. 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。</li> <li>12. 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。</li> </ol>
2	休止・廃止届	歯科技工士法第21条第2項		

※提出は、開設後（廃止後）いずれも10日以内をお願いします。